

# 雲南市行財政改革大綱に基づく集中改革プラン

平成18年 3月

## 目 次

集中改革プランの位置づけ	1
実施期間	1
推進体制	1
公表及び意見の聴取	1
改革重点項目	1
1、事務事業の再編整理の目標と手法	1
2、民間委託の推進	2
公の施設	
その他事務	
3、定員管理、給与等人件費の抑制	2
定員管理	
給与等人件費の抑制	
4、権限移譲	4
5、組織機構の見直し	5
6、第3セクター等の再編見直し	6
既存法人の見直し	
7、財政運営の見直し	7
《財政全般》	
《歳入》	
不均一課税の解消（固定資産税、法人市民税）	
公の施設使用料及び減免規定の見直し	
《歳出》	
事務事業（補助金等含む）の整理統合	
8、公営企業関係	12
《定員管理、給与の抑制》	
《財政運営の見直し》	
水道使用料金の統一	
下水道使用料の統一	

# 雲南市行財政改革大綱に基づく集中改革プラン

## 集中改革プランの位置づけ

雲南市では平成17年度において雲南市行財政改革推進大綱を策定する。この実施計画については平成17年度から18年度にかけて策定することとするが、このうちの重点項目について集中改革プランと位置づけ17年度に策定するものである。

## 実施期間

平成17年度から21年度まで

## 推進体制

18年度において実施計画の進行管理表を作成、毎年度の目標設定を行うとともに取り組み結果を検証する。推進にあたっては行財政改革推進会議をはじめとして、市民参加を得ながら行うものとする。

## 公表及び意見の聴取

本改革プラン及び取り組み状況は、毎年市民に公表し意見を求めることとする。

## 改革重点項目

### 1、事務事業の再編整理の目標と手法【基本施策：時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります】

#### 現状

旧町村の事務事業を踏襲し合併しているため、未調整の事務事業も多数存在する。このため市全体でアンバランスが生じている。

#### 目標

平成17年度では事務事業項目ごとに事務事業評価一覧表による点検評価を試行した。

- ・ 行政評価制度の導入

平成18年度において制度の検討を行い、19年度から実施する。

雲南市総合計画と連動させ、施策体系別に事務事業を分類し、目標指標の設定を行う。

#### (外部意見を取り入れる仕組み)

評価情報を市民にわかりやすい形で公開するとともに、市民参加の仕組みを構築する。

## 2、民間委託の推進【基本施策：市民本位の視点でサービスを見直します】

### 公の施設

#### 現状

合併前に旧町村で指定管理制度が導入されている施設が28、管理委託中の施設が113、市が直接管理している施設が184となっている。

#### 目標

平成17年度に公の施設改革推進方針、指定管理者制度に係る運用指針を策定、現状325施設について当面の方向性を検討整理し以下のとおりとした。

- ・既に導入済みであり指定管理を継続する施設 19施設
- ・第3セクターを指定管理者とする施設 23施設
- ・現在管理委託中の団体等を指定管理者とする施設 37施設
- ・今後も市が直接管理する施設 73施設
- ・今後施設のあり方を検討することとし、  
当面は市が直接管理する施設 127施設
- ・方向性を引き続き検討する施設 44施設
- ・条例上事業扱いとする施設 2施設

平成18年度から指定管理者制度を導入する施設・・・・・・・・60施設

平成18年度において使用料、減免規定を見直す。

### その他事務

#### 目標

平成18年度において行政の関与基準を策定し基準に基づいた民間委託を推進する。

## 3、定員管理、給与等人件費の抑制【基本施策：時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくりまします】

雲南市の人員費総額（職員、特別職、各種委員報酬等を含む）は約49億円、人口や産業構造で類似する団体（類似団体）を100とした場合、雲南市は137となっている。主に、6町村が合併し、市となったことにより同類の市のレベルとしては職員数が多いことが要因としてあげられる。

### 定員管理

#### 現状

平成16年4月1日：合併前職員数665人

新市建設計画では平成16年度から10年間で150人の削減を目標とした。

#### 目標

平成17年度において「定員管理計画」を策定する。

平成17年4月1日 635人

平成22年4月1日 584人（5年間で51人の削減とする。）

（5年間の純減率：8.03%）

## 給与等人件費の抑制

### 現状

17年4月1日時点のラスパイレス指数は98.2となっている。  
類似団体の平均は96.1でありやや上回っている状況にある。

### 目標

- 17年度の取り組み

	平成17年4月から	平成17年12月から
給料月額	市長 10%	市長 20%
	助役 10%	助役 15%
	教育長 10%	教育長 13%
		一般職 5%
管理職手当	部長 15%	8%
	次長 12%	6%
	課長 10%	5%
	主査 8%	4%
寒冷地手当	廃止	
期末勤勉手当		10%

17年度削減見込額 特別職 4,521千円  
一般職 163,754千円  
計 168,275千円

一般職の給与カットにより平成17年4月対比のラスパイレス指数は93.3となり類似団体平均を下回る。

- 18、19年度の取り組み

	平成18年度	平成19年度
給料月額	市長	20%
	助役	15%
	教育長	13%
	一般職 平均	5%
管理職手当	管理職手当算出基礎額 平均5%カット	
期末勤勉手当	一律 10%	

- 20年度以降

厳しい財政状況を踏まえ、他市との均衡、民間の動向等を考慮し人件費総額の抑制に取り組む。

(定員給与等の状況の公表)

**現状**

定員・給与等の状況については、市の広報紙に掲載し公表している。

**目標**

市広報紙のほかホームページを利用し公表を行う。

市民が理解しやすいよう工夫する。

4、権限移譲【基本施策：時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります】

**現状**

6町村合併による市制施行に伴い、福祉事務所を設置、生活保護事務等を市において実施している。

平成15年9月に島根県において「市町村への権限移譲計画」が策定され、まちづくり、福祉、環境、商工の4分野の移譲パッケージが示されている。

**目標**

県から示されている「市町村への権限移譲計画」について、受け入れ体制等を含め検討する。

5、組織機構の見直し【基本施策：時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくりま  
す】

現状

6町村の合併によって500km<sup>2</sup>を超える広大な面積に本庁と6総合センター及び教育関連施設、福祉関連施設を運営する行政執行体制が雲南市の組織機構の特徴であり、多くの経費を必要とする要因となっている。

・組織体制

	部局名等	課の数	室の数	職員数
本庁	政策企画部	5	1	29
	総務部	4		33
	市民部	4	1	45
	健康福祉部	4	1	34
	産業振興部	4		32
	建設部	5		41
	議会事務局	1		6
	水道局	4		20
	教育委員会	4	1	19
	計	35	4	259
	会計課	1		5
	農業委員会	1		4
	小計	37	4	268
センター等	総合センター	6		126
	健康福祉センター	6		48
	教育委員会分室	6		18
	幼稚園	15		38
	保育所	10		73
	診療所	1		7
	学校・給食等	21		38
	派遣他	4		19
	小計	69	0	367
	合計	106	4	635

(平成17年4月 部局別課室・出先機関数)  
(組織機構図別添)

目標

(1) 本庁組織

横断的な組織とするため部の統合を行う。

総務企画部門、市民福祉部門、産業建設部門

室課の再編と統合、グループ制、フラット化を推進する。

事業ピークを過ぎた部署から再編統合を進める。

(2) 総合センター関連組織

本庁と総合センターの業務分担を逐次整理する。

フラット化を推進する。

健康福祉センターとの同居を検討し、ワンストップサービスを目指す。

(3) 出先機関(学校、幼稚園、給食センター、保育園)

市民意向の調査及び対話を重ねながら、点在する施設の統合あるいは民営化について検討を進める。

6、第三セクター等の再編見直し【基本施策：時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくりまします】

既存法人見直し

現状

雲南市には以下のとおり8つの第三セクター及び2つの公益法人が存在し、合併協議会当時から第三セクターの経営診断を行ってきた。

株式会社ダイトー

株式会社遊学

木次都市開発株式会社

木次道の駅株式会社

株式会社みとや

株式会社吉田ふるさと村

掛合農村開発株式会社

クラシック島根開発株式会社

財団法人三刀屋農業振興センター

財団法人鉄の歴史村地域振興事業団

目標

平成17年度では「第三セクター事業等マネジメントの基本方針」を策定し、事業の統合再編方針を決定した。

(クラシック島根開発株式会社を除く)

平成18年度から事業の統合、再編を開始する。

(監査、点検評価、情報公開体制)

指定管理者制度導入に伴い毎年度の事業報告を受け、点検評価及び公開を行う。

(役職員等の見直し)

出資比率50%以上の(株)遊学及び財団法人鉄の歴史村地域振興事業団については市より役員派遣を行い適切な指示を行う。

他の第三セクターについては、市からの役員派遣は行わず、経営委員会を設置し、行政関与や市民参画を進める。



7. 財政運営の見直し【基本施策：適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います】

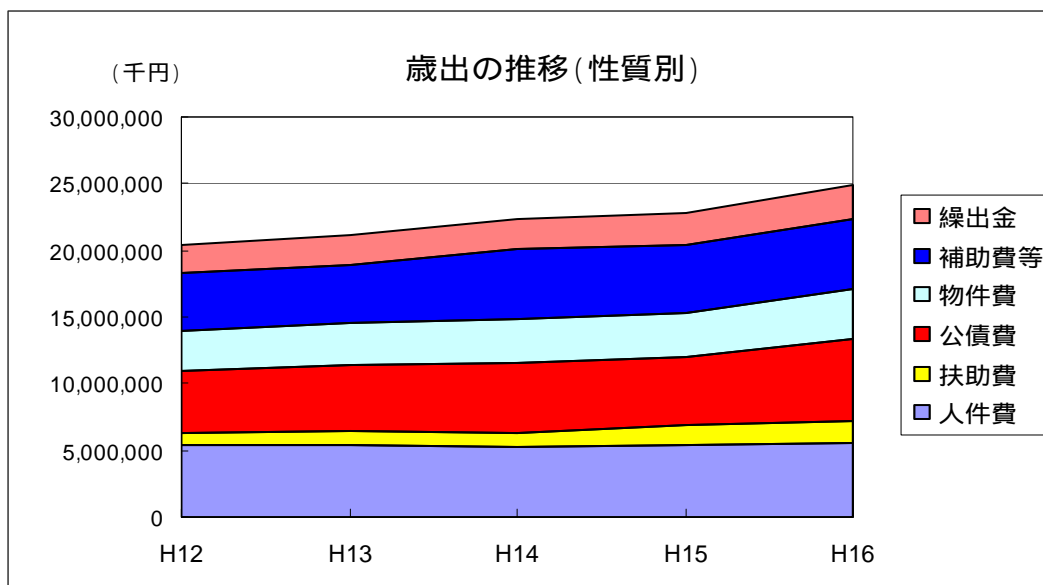
《財政全般》

現状

(1) 財政の硬直化

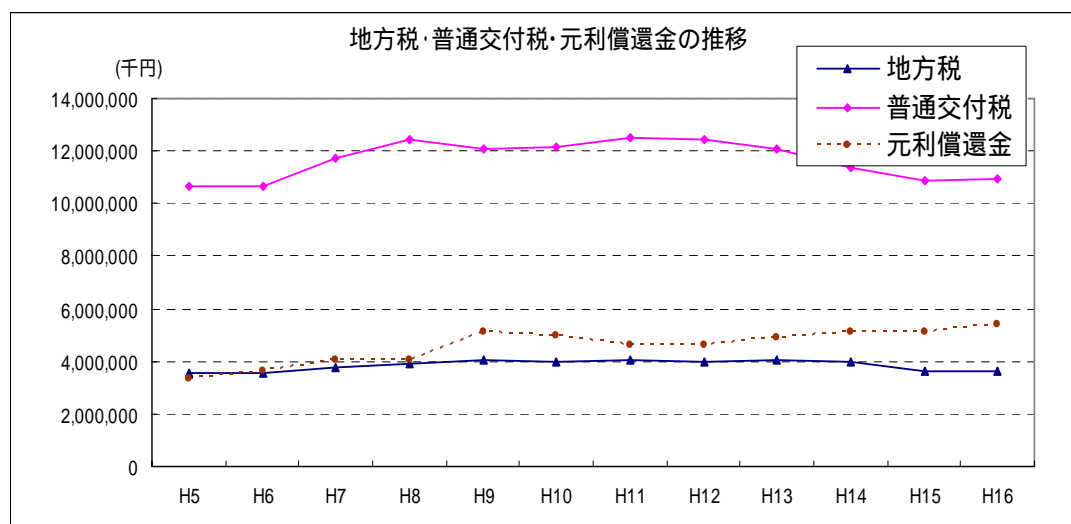
義務的、経常的経費の増大

これまでに行ってきた投資的事業に伴う借入金の償還費（公債費）、施設整備に伴う維持管理費、公共サービスの範囲拡大に伴う人的経費や物件費及び各種補助金などの補助費等が増大している。



歳入において、自由に使える財源（一般財源）が減少

地方税、地方交付税などの一般財源が年々減少している。



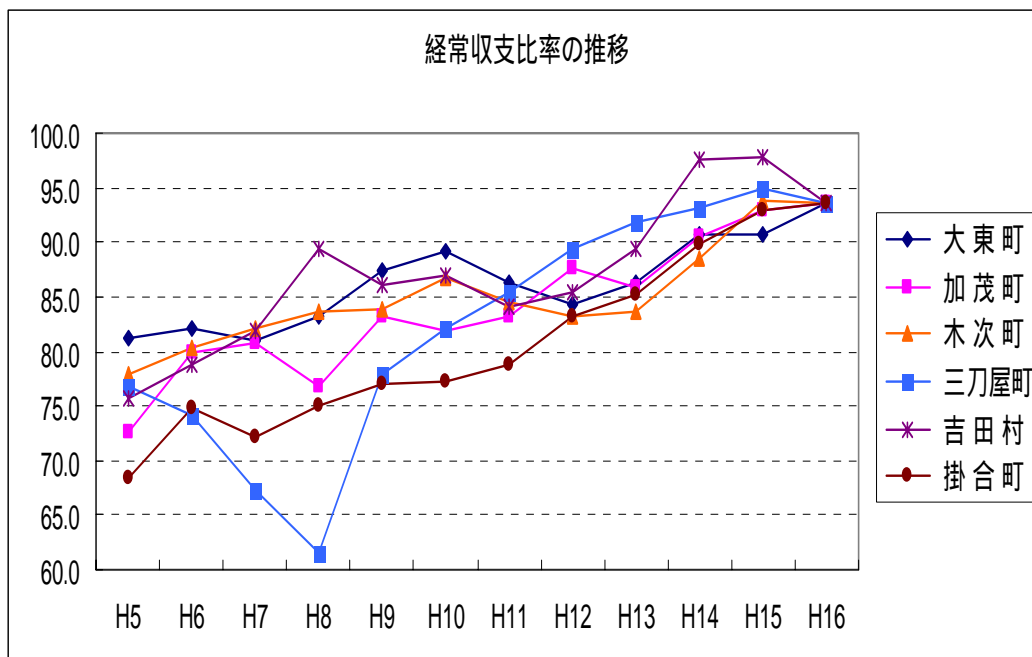
地方交付税は、H12 から減少。H13 から赤字地方債（臨財債）を発行。

市税は、H14 から対前年減収。

一方、借入金の返済(元利償還金)は、H12 から増加し、今後も H20 のピークに向け増高。

## 財政の硬直化が進行

平成16年度決算における経常収支比率93.5%となっている。

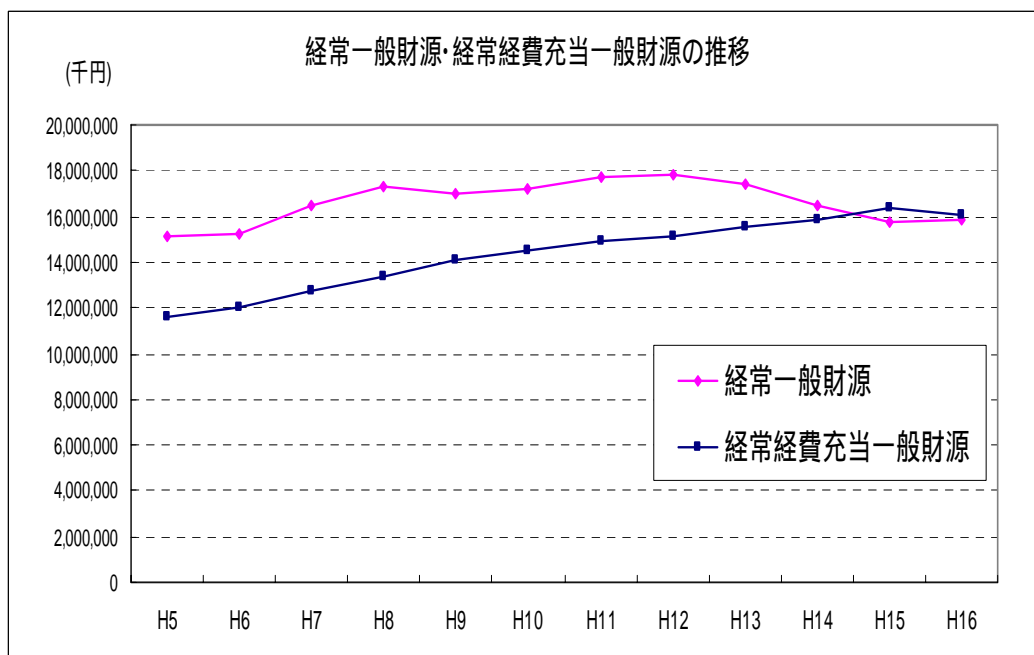


### 経常収支比率

市税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源(使途が自由な財源)が、人件費や公債費など毎年経常的に支出される経費にどの程度使われているかを示す割合。低いほど、財政構造の弾力性がある。市では80%未満が健全エリア。

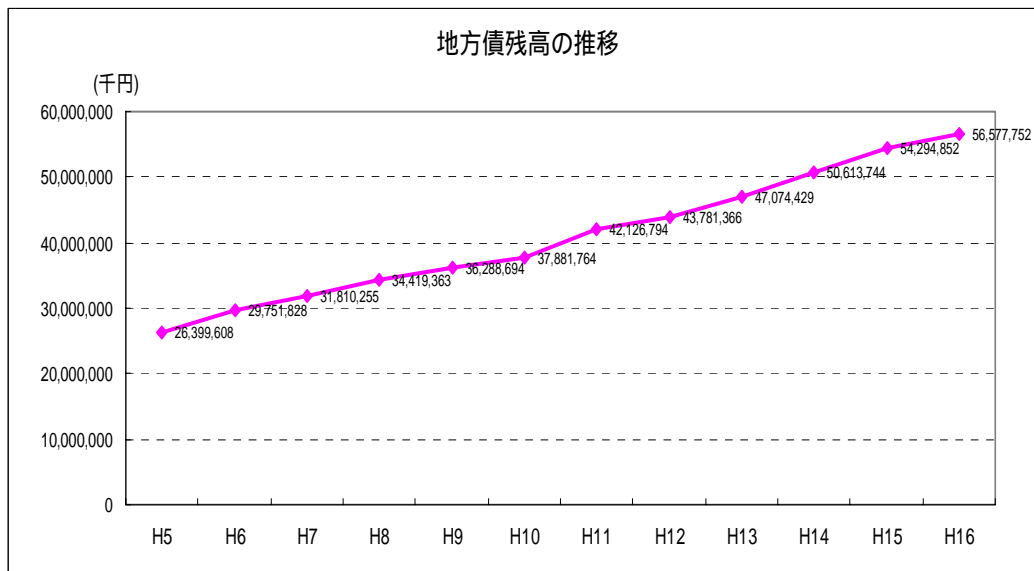
### (2) 収支アンバランスの顕在化

- ・ 構造的収支不足の発生(約10億円)
- ・ 歳出の増大圧力に対し、一般財源収入は減少。歳出構造は、歳入に見合った形に容易に転換できない。



( 3 ) 容易でない収支均衡

- ・中期財政計画（平成 17 年 3 月策定分、期間 = H 1 7 ~ H 2 1 ）
- ・借入金の償還費（公債費）が今後も増大し、ピークの平成 20 年度には 6 4 億円に達する見込み。経費節減を行っても、収支均衡にもっていくのが容易でない。

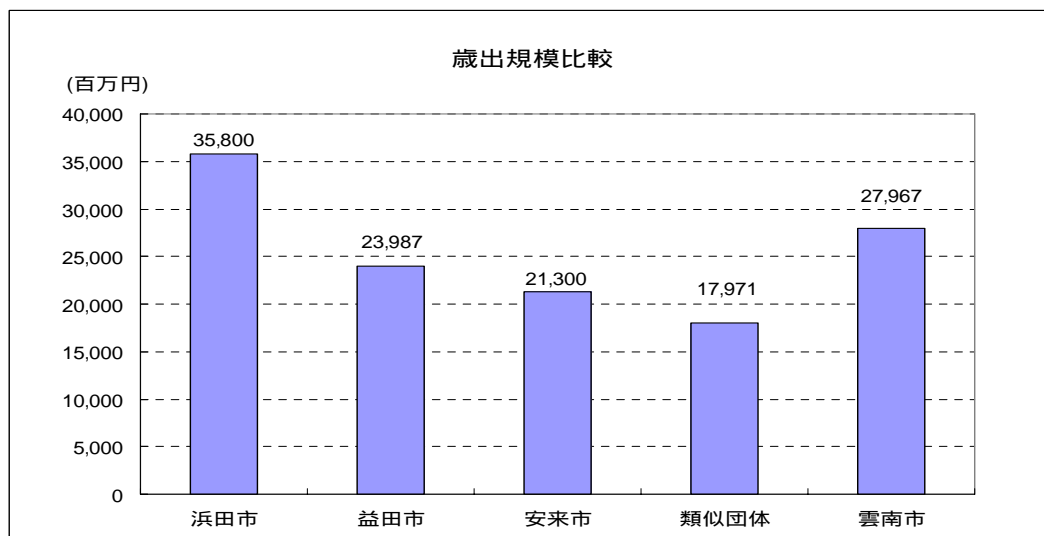


普通建設事業の実施に伴い地方債発行額も増大。

地方債残高は、ほぼ 10 年間で倍増し、H11 ~ H15 の 5 年間は年平均 3.3 億円の純増。

( 4 ) 過大な財政規模

- ・類似団体と比較して財政規模が過大
- ・合併により、旧 6 町村からの継続事業や公共施設、職員等をほとんど新市に引き継いでいる。



歳出規模が、一般会計だけでも類似団体の約 1.6 倍あり、他市と比較しても過大。

浜田市は、平成 17 年 10 月 1 日に 5 市町村が合併。

県内では、安来市が雲南市と同じ類型（都市 - 2）に区分される。

( 5 ) 類似団体との比較

類似の団体は長年の市制施行により効率化が進んだ状態。一方、本市は合併直後であり、合併効果が現れるには時間が必要。合併効果が早期に現れるような創意工夫と努力が不可欠である。

特に課題のある経費（類似団体と比較して突出して多い経費）

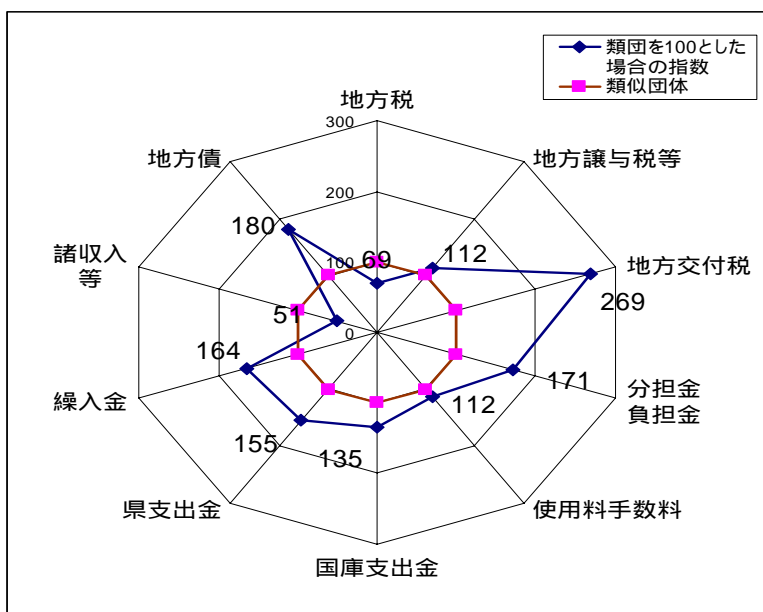
物件費（施設の維持管理費や電算関連経費、一般事務費など）

補助費等（各種の補助金や負担金、一部事務組合の負担金）

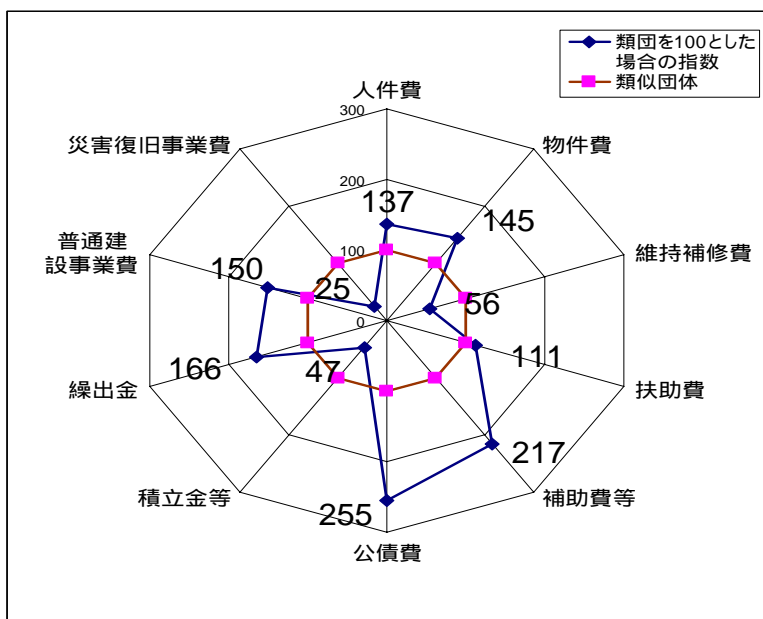
公債費（借入金の元利償還費）

繰出金（一般会計から特別会計への繰出金や介護保険事業・病院事業のための繰出金）

【歳入】



【歳出】



類似団体は H 1 6 普通会計決算額、雲南市は H18 普通会計予算額で比較

## 目標

### ・中期財政計画

毎年度ローリングし、計画に基づいた的確な財政運営を行う。

### ・公債費負担の抑制

平成17年度に公債費負担適正化計画を策定、新たな起債の抑制と計画的な基金積立による財政健全化を目指す。(平成17年度から23年度までの7年間)

公債費の償還ピークを迎える平成21年度において起債制限比率(3ヵ年平均)を16.2ポイント以下、地方債残高を479億円以下とする。

**起債制限比率：** 地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源のうち地方交付税が措置されるものを除いたものの標準財政規模に対する割合。(健全ライン10%)

この比率の過去3か年度の平均値が15%を超えると危険ラインとなり、20%以上になると一定の地方債につき起債が制限される。

また、14%を超えると公債費負担適正化計画を策定する対象団体となる。(平成17年度で雲南市は14.3ポイント)

### ・枠配分予算編成方式の導入と方式の確立

義務的経費及び投資的経費を除き、各部局に予算を枠配分(18年度予算：対前年90%)。各部局は枠配分の範囲内で予算編成を行う権限を有するとともに、予算執行の成果についても結果責任を負う。17年度導入し18年度予算から適用する。

平成18年度以降についてもこの方式を検証・精査し、予算編成の仕組みを構築する。

平成21年度において普通会計規模を250億円以下とする。

## 《歳入》

不均一課税の解消(固定資産税、法人市民税)

### 現状

旧6町村での課税率が異なっており未調整である。

事務執行が煩雑となり非効率な状況である。

### ・固定資産税率

区 分	税 率	備 考
大東町	1.55%	
加茂町	1.45%	
木次町	1.55%	
三刀屋町	1.60%	標準税率×1.2
吉田町	1.60%	標準税率×1.2
掛合町	1.50%	

・法人市民税

法人税割

区 分	税 率	備 考
大東町、加茂町、木次町	12.3%	標準税率
三刀屋町、吉田町、掛合町	14.7%	標準税率×1.2

目標

合併特例法では合併後5年以内の調整期間が認められているが、雲南市ではできるだけ早期に統一することとし、平成18年度において調整し、19年度から統一する。

公の施設使用料及び減免規定の見直し

現状

旧6町村の使用料金体系や減免規定をそのまま引き継いだ状態となっており、類似の施設であっても施設や地域によって負担額や減免規定が異なっている。

目標

平成18年度において、現状分析を行なうとともに住民意見を反映しながら見直す。

《歳出》

事務事業（補助金等含む）の整理統合

目標

平成18年度において総合計画の施策体系に基づく事務事業の整理統合を検討し、プラス効果が出せるような工夫をする。

補助金支出の仕組みを構築する。

平成19年度から実施し、行政評価による見直しを行う。

8、公営企業関係【基本施策：適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います】

《定員管理、給与の抑制》

市の組織体制、職員に準じて行う。

《財政運営の見直し》

水道使用料金の統一

現状

水道料金は、合併前の旧町村毎の料金設定となっている。  
事務執行上も煩雑であり、非効率となっている。

・水道料金表（現状の抜粋）

口径 13mm

	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合
基本料金（～8 m <sup>3</sup> ）	1,575	1,470	1,270	1,270	1,410	1,430
10 m <sup>3</sup>	1,945	1,470	1,660	1,660	1,750	1,750
15 m <sup>3</sup>	2,870	2,310	2,660	2,660	2,590	2,540
20 m <sup>3</sup>	3,795	3,150	3,650	3,650	3,430	3,320
25 m <sup>3</sup>	4,770	3,990	4,910	4,910	4,270	4,110
30 m <sup>3</sup>	5,745	4,830	6,170	6,170	5,110	4,900
35 m <sup>3</sup>	6,720	5,670	7,430	7,430	5,950	5,690
50 m <sup>3</sup>	9,645	8,190	11,210	11,210	8,740	8,050
100 m <sup>3</sup>	19,395	16,590	24,860	24,860	16,870	15,920

口径 30mm

	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合
基本料金（～8 m <sup>3</sup> ）	1,720	1,570	5,850	5,850	1,520	1,570
10 m <sup>3</sup>	2,090	1,570	6,240	6,240	1,850	1,890
15 m <sup>3</sup>	3,015	2,410	7,240	7,240	2,690	2,670
20 m <sup>3</sup>	3,940	3,250	8,230	8,230	3,530	3,460
25 m <sup>3</sup>	4,915	4,090	9,490	9,490	4,370	4,250
30 m <sup>3</sup>	5,890	4,930	10,750	10,750	5,210	5,040
35 m <sup>3</sup>	6,865	5,770	12,010	12,010	6,050	5,820
50 m <sup>3</sup>	9,790	8,290	15,790	15,790	8,570	8,190
100 m <sup>3</sup>	19,540	16,690	29,440	29,440	16,970	16,060

注）加茂の基本料金は10 m<sup>3</sup>

目標

平成17年度に「水道事業に関する審議会」を設置、平成17年度から18年度にかけて検討後、19年度からの統一を目指す。

下水道使用料の統一

現状

合併前の旧町村使用料金表を用いており未統一である。

事務執行上も煩雑であり、非効率となっている。

（下水道使用料の比較表別添）

目標

平成17年度において下水道使用料審議会を設置、平成18年度中に審議会において検討調整を行ない、平成19年度からの統一を目指す。

・世帯人数での下水道使用料比較表

(単位:円)

町区分	下水道の種類	世帯人数	1人	2人	3人	5人	10人
大東	浄化槽	設置人槽	5人槽	5人槽	5人槽	7人槽	12人槽
		人槽別	3,640	3,640	3,640	4,764	7,042
加茂	公共、農集、浄化槽、コミプラ	定額制	2,100	2,620	3,150	4,200	6,820
木次	農集、浄化槽	定額制	2,550	3,060	3,570	4,590	7,140
三刀屋	農集、浄化槽	定額制	2,500	3,000	3,500	4,500	7,000
吉田	農集、浄化槽	定額制	2,620	3,150	3,670	4,720	7,350
掛合	農集、浄化槽、簡易排水	定額制	2,520	2,940	3,570	4,830	7,980
木次・三刀屋	公共	汚水量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	6	12	18	30	60
		従量制	777	1,239	1,932	3,843	9,408

1 木次・三刀屋公共下水道は 200 / 人・日 × 30 日で計算

2 木次・三刀屋公共下水道は水道使用量に応じて算定する

3 大東公共下水道料金は未定